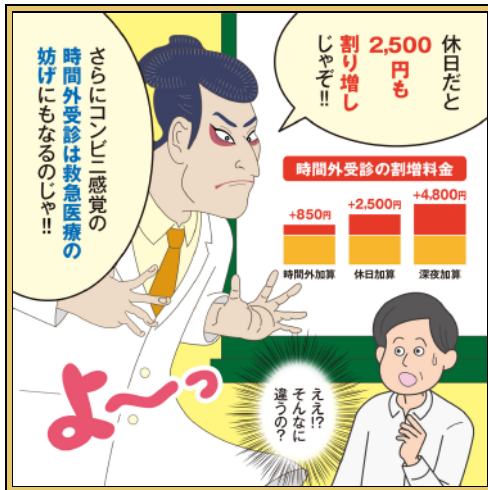


# おしえて!! 江戸健先生



## 第一幕

### 時間外受診の巻

ちよいと待たぬか、お前さん!  
時間外受診は受診料が  
高くなるのじゃ。

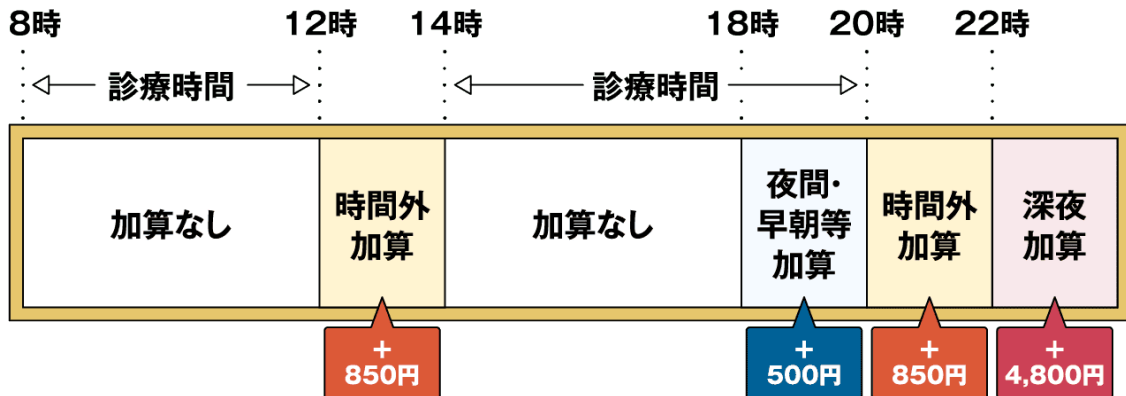


## 時間外受診は控えよう!

### 時間外受診は割増料金がかかる!!

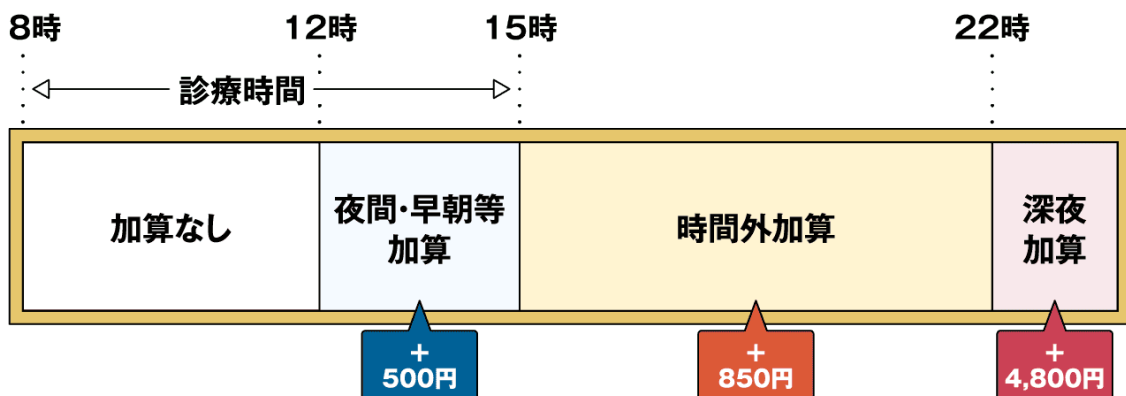
診療時間外に受診すると、「時間外加算」が請求されます。さらに休日に受診した場合、2,500円の割増料金が発生します。割増料金が発生するため、緊急時などやむを得ない場合以外は、できるだけ診療時間内の受診を心がけましょう。

#### ■ 平日に受診した場合 (例) 診療時間8時~12時、14時~20時



※薬局の夜間・休日等加算は19時以降にかかります。

#### ■ 土曜日に受診した場合 (例) 診療時間8時~15時



※薬局の夜間・休日等加算は13時以降にかかります。



知ってた?

## コンビニ感覚の時間外受診は 救急医療の妨げに

急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診するコンビニ感覚の受診。「日中は仕事が忙しいから」「都合がいいから」と診療時間外に受診が増えれば、割増料金が発生するだけでなく、救急医療の妨げになる可能性もあります。できる限り診療時間内の受診を意識しましょう。



### 休日・夜間の受診に迷ったら 電話で相談してみよう

緊急性が高い症状が出ている場合は119へ連絡しましょう。それ以外の受診すべきか悩む病気やケガの時は下記番号へまずはお相談ください。医師や看護師などの専門家が対応してくれます。（お住まいの地域により異なります）

救急安心センター

 #7119

救急安心センター事業（総務省消防庁）につながり、医師・看護師等が対応してくれます。

子ども医療電話相談

 #8000

お住まいの都道府県の相談窓口へ転送され、小児科の医師や看護師が対応してくれます。

会社員の方も、体調が悪い時は  
職場に相談して平日・昼間の受診を心がけよう!  
管理職の方も、従業員が平日・昼間に  
受診しやすい環境作りを心がけよう!